第３章　参考資料

県民経済計算の概念と用語解説

1 県民経済計算とは

県民経済計算は，県経済の循環と構造を，生産，分配，支出の三面（※）にわたり記録することにより県経済の実態を包括的に明らかにし，総合的な経済指標として地域経済の分析や行政施策の策定等の基礎資料を提供することを主な目的とする。

また全国経済における本県経済の位置を明らかにするとともに，各県経済相互間の比較などによる経済の地域的分析を可能とするものである。

県民経済計算は，国民経済計算に準拠して県経済を包括的，整合的，統一的に記録するものであり，国民経済計算と同様に 93SNA（国連統計委員会の勧告，A System of National Accounts 1993）に基づき，本県の一年間の経済活動を計測するものである。

※　三面等価の原則：経済活動は，生産→分配→支出という循環を繰り返す。県民経済計算は，同一期間の経済活動を異なる側面からとらえたものであり，この３つの値は一致する。

図１　三面等価の原則

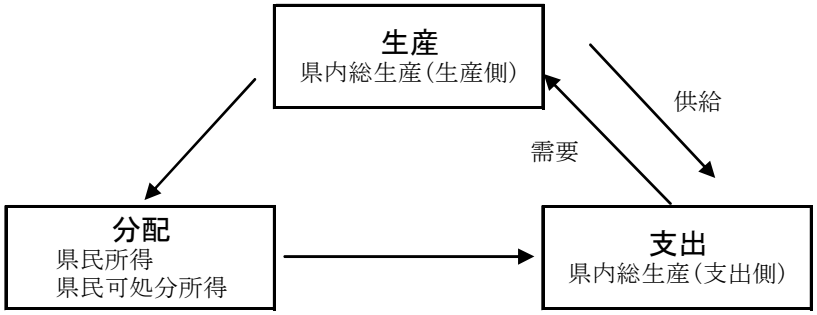

・ 生産系列：県内の経済活動によって生産された付加価値を計測。
・ 分配系列：経済活動に携わった県民（法人含む）に分配された所得（付加価値）を計測。
・ 支出系列：付加価値を，最終生産物（財貨・サービス）に対する支出の面から計測。

2 県民経済計算の範囲と基準

（１） 県民経済計算の範囲

県民経済計算の範囲は，通常その生産物がいつ（時間的限定）どこで（場所的限定）だれによって（人的限定）生産されたかによって考えられている。

① 時間的限定

生産物がいつ所得になったかという問題がある。それには，取引が発生した時点でとらえる場合（発生主義）と実際に現金の収支がなされた時点でとらえる場合（現金主義）とがある。県民経済計算は，発生主義でとらえることを原則とするが，資料の制約から現金主義を残している部分もある。

② 場所的限定と人的限定（県内概念と県民概念）

付加価値が生産された場所が県内であるかないか，付加価値を生みだした人がその県の居住者であるかないかという問題がある。

県民経済計算の把握には，県内概念（属地主義）と県民概念（属人主義）の２つの考え方がある。前者は県という行政区域内で生産された付加価値を，その生産に従事した者の居住地を問わず把握するものであり，後者は県内の居住者が地域を問わず生み出した所得を把握するものである。

図２　県内概念（属地主義）と県民概念（属人主義）

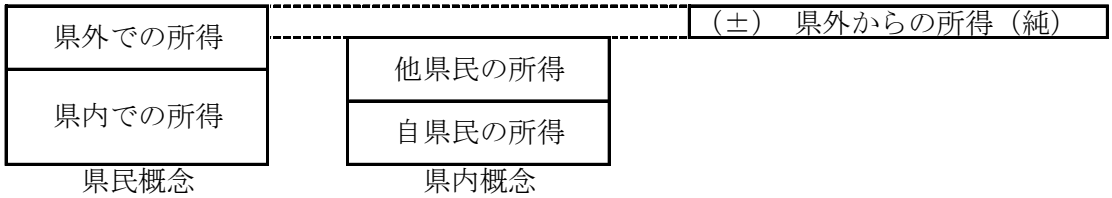

これらの制約からみると，図２のように県内概念と県民概念には「(±）県外からの所得（純)」分だけ差がある。なお，県民経済計算では，「県内総生産」は県内概念，「県民総所得」は県民概念で把握している。

（２） 県民経済計算の基準

県民経済計算の評価には，現実の経済条件によって，いろいろな価値の評価の仕方がある。それは，二つずつ対応した三組の基準として考えられている。

① 市場価格表示と要素費用表示

市場価格表示とは，文字どおり市場で取引される価格による評価方法である。これに対して，要素費用表示とは，生産主体（個人・法人・政府）が土地・労働・資本などの生産要素に対して支払う費用による評価方法である。

② 総ベースと純ベース

建物･機械設備等は，生産過程において年々減耗する。その減耗分を評価し，将来，固定資本代替のための費用として計上したものが固定資本減耗である。この固定資本減耗を含んだ形で評価するものを「総（グロス）ベース」といい，控除した形で評価するものを「純（ネット）ベース」という。

③ 名目値と実質値

名目値とは，その時点の価格で評価した値であり，国や他県との経済規模の比較や産業構造の分析を行うのに適している。これに対して，実質値とは，ある特定の年の価格水準を基準として，その年からの物価変動の影響を取り除いた値で，異なる時点の数量の比較をする（実質の経済成長率をみる）のに適している。

なお，実質値は，生産系列において連鎖方式（参照年：平成 17 暦年）により推計している。また，参考として，固定基準年方式（基準年：平成 17 暦年）により推計した実質値を支出系列において表章している。

・ 連鎖方式：前年を基準とし，参照年から毎年積み重ねて接続していく方法

・ 固定基準年方式：ある年を基準とし，その年の価格で評価する方法

表１　県民経済計算の範囲と基準

	県内総生産	県内純生産	県民所得	県民可処分所得	県民総所得
県内概念	○	○			
県民概念			○	○	○
市場価格表示	○	○	○	○	○
要素費用表示		○	○		
総ベース	○				○
純ベース		○	○	○	
名目値	○	○	○	○	○
実質値	○				○

※　県民総所得の実質値は，固定基準年方式でのみ推計。

図３　県民経済計算の相互関連

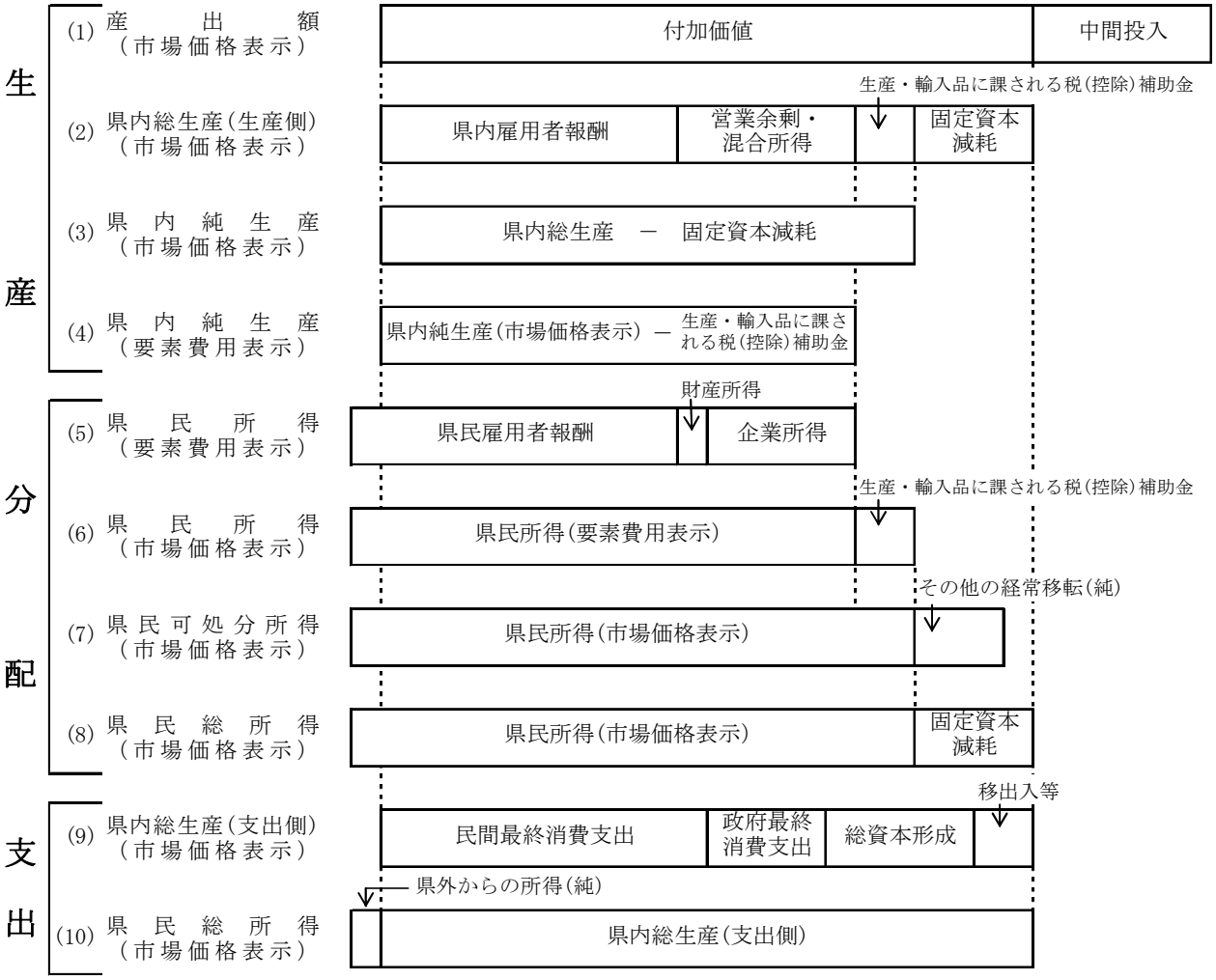

３ 取引主体の分類（制度部門別分類と経済活動別分類）

県民経済計算では，異なる２つの観点から経済主体を分類する２重分類をとる。第１は制度部門別分類であり，第２は経済活動別分類である。

（１）制度部門別分類

所得の受取や処分，資金の調達や資産の運用についての意志決定を行う主体の分類であり，非金融法人企業，金融機関，一般政府，家計（個人企業を含む），対家計民間非営利団体の５つに分類される。

① 非金融法人企業

市場財及び市場非金融サービスの生産を主活動とするすべての居住者である非金融法人企業または準法人企業である。財貨及び非金融サービスの市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

② 金融機関

主に金融仲介活動または，金融仲介業務に密接に関連した補助的金融活動（金融仲介活動を円滑，促進する活動）に従事しているすべての居住者である法人企業または準法人企業である。金融的性格をもつ市場生産（保険業務など）に従事する非営利団体も含まれる。

③ 一般政府

中央政府（国出先機関），地方政府（県，市町村）と，公的年金，医療，介護，雇用保険等を取り扱う社会保障基金から構成される。これらには，政府による支配（所有による支配，またはその他の根拠による支配）があり，かつ非市場生産に従事している非営利団体も含まれる。

④ 家計

住居を共にし，所得や富の一部または全部をプールし，住宅や食料を中心に，共同で一定の財貨やサービスを消費する人々の小集団をさす。自営の個人企業も含まれる。これは，個人企業の勘定が，これを所有する家計の勘定から分離できないためである。

⑤ 対家計民間非営利団体

政府による支配（所有による支配，またはその他の根拠による支配）があるものを除き，家計に対して非市場の財貨・サービスを提供するすべての居住者である非営利団体により構成される。対家計民間非営利団体は，ある特定の目的を遂行するために家計が設立する自発的な団体であり，その活動は通常，会員の会費や家計，企業，政府からの寄付，補助金によってまかなわれる。労働組合，政党，宗教団体，私立学校等がこれに含まれる。

（２）経済活動別分類

生産についての意志決定を行う主体の分類であり，事業所を単位として，産業，政府サービス生産者，対家計民間非営利サービス生産者の３つの経済活動に分類される。

なお，事業所とは，ある特定の生産活動が行われる個々の物理的場所（事務所，工場，商店，病院，試験場等）をさす。

① 産業

産業（市場生産者）には，民間企業の事業所のほか，公的企業として産業に分類される政府関係機関がある。

医療機関については，同一の社会保険診療報酬制度のもとで運営していることから，公立病院も含めて，すべて産業として扱う。

その他，次のものが産業に含まれる。

- 主として企業のためにサービスを提供する非営利団体。
- 家計の持ち家と政府および民間非営利団体の給与住宅の帰属サービス。
- 家計，政府または，民間非営利団体が自ら使用するために行う建物の建設。

② 政府サービス生産者

一般政府（制度部門別分類）を経済活動として分類する場合，政府サービス生産者となる。なお，一般政府が２次的活動として市場生産活動を行う場合，その２次的活動は分離して産業に含まれる。

③ 対家計民間非営利サービス生産者

対家計民間非営利団体（制度部門別分類）を経済活動として分類する場合，対家計民間非営利サービス生産者となる。なお，対家計民間非営利団体が２次的活動として市場生産活動を行う場合，その２次的活動は分離して産業に含まれる。

〔市場生産者と非市場生産者〕

事業者は，市場生産者と非市場生産者に分けられる。市場生産者とは，経済的に意味のある（市場性のある）価格で生産物のほとんど，またはすべてを販売する生産者であって，産業に分類される。

非市場生産者とは，無料または経済的に意味のない（市場性のない）価格で生産物を供給する生産者であり，政府サービス生産者または対家計民間非営利サービス生産者に分類される。

Ⅰ　基本勘定

１　統合勘定

統合勘定は，モノ（財貨及びサービス）の取引の結果とカネ（所得及び金融資産・負債）の流れの結果とを統合して記録し，一定期間における県の経済活動の結果を総括したものである。

１－１　県内総生産勘定（生産側及び支出側）

この勘定は，県内における経済活動を総括する県内総生産勘定に当たっており，「産業」，「政府サービス生産者」，「対家計民間非営利サービス生産者」の生産勘定を統合することによって求められる。

勘定の借方（上段）は，県内活動における付加価値総額を市場価格によって評価したもの（県内総生産（生産側））である。構成項目としては，「１．県内雇用者報酬」，「２．営業余剰・混合所得」，「３．固定資本減耗」，「４．生産・輸入品に課される税」，「５．（控除）補助金」が示されている。

勘定の貸方（下段）は，県内生産物に対する支出の総額を市場価格によって評価したもの（県内総生産（支出側））である。構成項目としては，「６．民間最終消費支出」，「７．政府最終消費支出」，「８．総固定資本形成」，「９．在庫品増加」，「１０．財貨・サービスの移出入（純）」，「１１．統計の不突合」が示されている。

県内総生産（生産側）と県内総生産（支出側）は，理論上，必ず同額となるべきものであるが，実際の推計のうえでは推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なるため，若干の不一致がある。そのため，統計上の誤差などによると思われる支払いの計数上の差額を，「統計の不突合」として，県内総生産（支出側）に計上し，両面のバランスをとっている。

１．県内雇用者報酬

雇用者報酬とは，生産活動から発生した付加価値のうち，労働を提供した雇用者への分配額をさす。県民雇用者報酬（152 頁参照）が県内に居住地を有する雇用者への分配額であるに対し，県内雇用者報酬は，県内で就業する雇用者への分配額である。

２．営業余剰・混合所得

生産における企業の営業活動の貢献分であり，「県内雇用者報酬」，「固定資本減耗」，「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」とともに付加価値の構成要素の一つである。このうち混合所得は，個人企業の取り分であり，その中に業主等の労働報酬的要素を含む。営業余剰は，原則として市場での利益の追求を目的とする産業においてのみ生じ，政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者は，営業余剰を生まない。

３．固定資本減耗

建物，構築物，設備，機械など再生産可能な固定資産（有形固定資産，無形固定資産）について，通常の使用に基づく摩耗及び損傷（減価償却）に加え，予見される火災，風水害，事故等に伴う滅失（資本偶発損）を評価した額であり，固定資産を代替するための費用として総生産の一部を構成する。

固定資本減耗は，全て時価（再調達価格）ベースで推計される。

なお，生産や固定資本形成などで，固定資本減耗を含む計数は“総”（Gross），含まない計数は“純”（Net）を付して呼ばれる。

４．生産・輸入品に課される税

生産・輸入品に課される税とは，「①財貨・サービスの生産，販売，購入または使用に関して生産者に課せられる租税」で，「②税法上損金算入を認められ」，「③その負担が最終購入者へ転嫁される」ものである。

これは生産コストの一部を構成するものとみなされる点で，所得・富等に課される経常税と区別される。

例としては，消費税，関税，酒税等の国内消費税，不動産取得税，印紙税等の取引税，固定資産税，企業の支払う自動車税，財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入（日本中央競馬会納付金等）などがあげられる。また，住宅（土地含む）に対する固定資産税も帰属家賃の一部を構成するとみなされ，生産・輸入品に課される税として扱われる。

５．補助金

補助金とは，「①企業に対して支払われるものであること」，「②企業の経常費用を賄うために交付されるものであること」，「③財・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること」の三つの条件を満たす経常交付金である。

なお，対家計民間非営利団体や家計への経常的交付金は，補助金ではなく政府による「他に分類されない経常移転」として扱われる。

また，投資，あるいは資本資産，運転資産の損失補填のために産業に対して行われる移転は，補助金ではなく資本移転に分類される。

６．民間最終消費支出

「Ⅱ主要系列表　３県内総生産（支出額）」参照（154 頁）

７．政府最終消費支出

「Ⅱ主要系列表　３県内総生産（支出額）」参照（154 頁）

８．総固定資本形成

「Ⅱ主要系列表　３県内総生産（支出額）」参照（154～155 頁）

９．在庫品増加

「Ⅱ主要系列表　３県内総生産（支出額）」参照（155 頁）

１０．財貨・サービスの移出入（純）

「Ⅱ主要系列表　３県内総生産（支出額）」参照（155 頁）

１１．統計上の不突合

「Ⅱ主要系列表　３県内総生産（支出額）」参照（155 頁）

１－２　県民可処分所得と使用勘定

この勘定は，県民可処分所得とその使用のバランスとして統合されている。

勘定の借方（支払側）は，県民可処分所得の使用であり，最終消費支出と残差項目である貯蓄で構成される。

勘定の貸方（受取側）の県民可処分所得は，要素所得（県内雇用者報酬と営業余剰・混合所得）の受取や財産所得などの移転所得の受払で構成される。

なお，この勘定は，制度部門別所得支出勘定を統合することにより得られる。

県民可処分所得の使用

１．民間最終消費支出

「Ⅱ主要系列表　３県内総生産（支出額）」参照（154 頁）

２．政府最終消費支出

「Ⅱ主要系列表　３県内総生産（支出額）」参照（154 頁）

３．県民貯蓄

県民可処分所得のうち，最終消費支出として使用されずに残ったものであり，資本蓄積のための原資として記録される。

県民可処分所得

４．県内雇用者報酬

「１－１県内総生産勘定（生産側及び支出側）」参照（140 頁）

５．県外からの雇用者報酬（純）

労働力を提供したことによる要素所得について，県内居住者と県外居住者の間の受払を受取の純計としてあらわしたもの。

６．営業余剰・混合所得

「１－１県内総生産勘定（生産側及び支出側）」参照（140 頁）

７．県外からの財産所得（純）

利子，法人企業の分配所得などの財産所得について，県内居住者と県外居住者の間の受払を受取の純計としてあらわしたもの。

８．生産・輸入品に課される税

「１－１県内総生産勘定（生産側及び支出側）」参照（141 頁）

９．補助金

「１－１県内総生産勘定（生産側及び支出側）」参照（141 頁）

１０．県外からのその他の経常移転（純）

財産所得以外の経常移転のことで，所得・富等に課される経常税，現物社会移転以外の社会給付と社会負担など，他項目で表章されないあらゆる経常移転取引が含まれており，その経常移転について，県内居住者と県外居住者の間の受払を受取の純計としてあらわしたもの。

１－３　資本調達勘定

この勘定は，資本形成とその資本調達のバランスを全制度部門について統合したものである。国民経済計算では経済循環における実物・金融相互の関係を明らかにする勘定として，実物取引と金融取引とに区分されているが，県民経済計算では実物取引についてのみ記録する。

勘定の借方（資産の変動）には蓄積（投資）の形態が示され，貸方（貯蓄・資本移転による正味資産の変動）には資本調達の源泉が示される。

１－４　県外勘定

この勘定は，県全体としてとらえた県外取引が計上されており，県外の視点から記録される。国民経済計算の海外勘定においては経常取引と資本取引とに区分されているが，県民経済計算の県外勘定では経常取引についてのみ記録する。

この勘定では，バランス項目として，支払側に「経常県外収支」を置くことにより統合されている。

２　制度部門別所得支出勘定

この勘定は，「２－１非金融法人企業」，「２－２金融機関」，「２－３一般政府」，「２－４家計（個人企業含む）」，「２－５対家計民間非営利団体」の５制度部門別に作成され，生産活動により生み出された付加価値（所得）が，どの制度部門に配分され，さらに各

制度部門および県外部門間に様々な移転取引が行われるなかで，それら所得が最終的にどのように振り分けられているかを示している。

勘定の借方（支払）には，最終消費支出，経常移転（財産所得，財産所得以外の経常移転），貯蓄（受取と支払との残差）などが示され，貸方（受取）には，要素所得（県民雇用者報酬，営業余剰・混合所得）および移転所得が示されている。

〔要素所得〕

生産活動に提供した生産要素に対する所得で，「県民雇用者報酬」と「営業余剰・混合所得」がある。県民雇用者報酬は家計に，営業余剰・混合所得は非金融法人企業，金融機関，家計にそれぞれ計上される。

〔経常移転〕

制度部門別所得支出勘定に示される所得移転には，経常移転（財産所得，財産所得以外の経常移転）があり，各制度部門で勘定の受取と支払のそれぞれに計上される。

なお，移転には，経常移転（一般に繰り返し行われ，かつ消費支出などの経常的支出にあてられることが予定される移転）と資本移転（資本形成などに使用されることが予定される移転）があり，資本移転は資本調達勘定で記録される。

（１）財産所得

財産所得とは，ある経済主体が所有する金融資産，土地および著作権・特許権などの無形資産を他の経済主体に使用させたときにその結果として生じる所得のことであり，「利子」，「法人企業の分配所得」，「保険契約者に帰属する財産所得」，「賃貸料」に分類され，各制度部門の受取，支払側に記録される。

○　利子

預貯金・債券・売掛金等の貸借により生じる所得。

○　法人企業の分配所得

配当と準法人企業所得の引き出しからなる。

配当は，株主が法人企業に資金を利用させる対価として得る財産所得であり，準法人企業所得の引き出しは，準法人企業（独立した法人ではないが法人企業のように運営され，その所有者との関係が法人企業と株主の関係に似ているもの）の経常的な所得の所有者への配分である。

なお，家計の受取は，配当のみである。

○　保険契約者に帰属する財産所得

保険契約者配当と保険帰属収益（保険契約者の資産である保険準備金から生じる投資所得）からなる。

これらは，保険会社を含む金融機関の支払側に，保険加入者である各制度部門の受取側に記録される。

○　賃貸料

土地等の有形非生産資産の純賃貸料（総賃貸料から税金等諸経費を控除

したもの）に加え，著作権使用料，特許権使用料など無形非生産資産の使用料を計上する。

（２）財産所得以外の経常移転

○　所得・富等に課される経常税

所得税や法人税などのいわゆる直接税をさし，非金融法人企業，金融機関，家計の支払側に，また，一般政府の受取側に記録される。

○　社会負担・給付

家計の現実社会負担は，雇用者報酬に含まれる雇主の現実社会負担と雇用者の社会負担からなる。このうち公的社会保障制度に通じるものは一般政府の受取となり，年金基金に関わるものは金融機関の受取となる。

家計の受取となる社会給付は，老齢年金などの社会保障給付，年金基金による社会給付，退職一時金などの無基金雇用者給付，生活保護費など社会扶助給付からなり，これらは一般政府，金融機関，対家計民間非営利団体の支払側に記録される。

なお，家計の受取側で，退職一時金などが受取側に二重計上されるが，これによる可処分所得への影響を取り除くため，同額を帰属社会負担として支払側に計上する。

○ その他の経常移転

非生命保険取引，一般政府内の経常移転，経常国際協力，他に分類されない経常移転からなる。

他に分類されない経常移転には，寄付金，負担金，家計間の仕送り，贈与金，罰金が含まれる。

〔最終消費支出と貯蓄〕

最終消費支出は，一般政府，家計，対家計民間非営利団体に支払として計上される。

貯蓄は，受取と支払の残差であり，全制度部門でバランス項目として支払側に計上される。

《参考》貯蓄率について

貯蓄率は，「家計の貯蓄÷（家計の可処分所得＋年金基金年金準備金の変動）×100」で算出される。

家計の可処分所得とは，県民可処分所得について，家計部門に限って算出したものであり，「２　制度部門別所得支出勘定　２－４家計（個人企業含む）」において，参考として貯蓄率とともに掲載している。

３　制度部門別資本調達勘定

この勘定は，「３－１非金融法人企業」，「３－２金融機関」，「３－３一般政府」，「３－４家計（個人企業含む）」，「３－５対家計民間非営利団体」の５制度部門別に作成され，資本蓄積の形態とそのための資金調達の源泉を示し，資産の変動を明らかにするものであり，すべての制度部門の資本調達勘定が，統合勘定の資本調達勘定と同様の形式で記録される。

なお，制度部門別の資本調達勘定では，統合勘定における項目に加えて，土地購入（純）が記録される。

土地の取引は居住者の間でのみ行われ，県をまたがる土地の売買は金融取引とみなされるため，実物取引において，県内での土地の売却と購入は全体的に等しくなる。このため，統合勘定の資本調達勘定では土地の購入（純）は記録されない。

Ⅱ　主要系列表

主要系列表は，生産系列「１経済活動別県内総生産」，分配系列「２県民所得および県民可処分所得の分配」，支出系列「３県内総生産（支出側）」からなる。

１　経済活動別県内総生産

１－１　経済活動別県内総生産（名目）

経済活動別県内総生産は，一定期間内に県内の生産活動によって新たに生み出された付加価値の額を，産業，政府サービス生産者，対家計民間非営利サービス生産者およびこれらに含まれる経済活動別に示したものである。

なお，県内総生産とは，産出額から中間投入を控除した付加価値の総額であり，付加価値は，「県内雇用者報酬」，「営業余剰・混合所得」，「固定資本減耗」，「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」から構成される。

（Ⅰ基本勘定　１統合勘定　１－１県内総生産勘定（生産側及び支出側）140～141 頁参照）

県内総生産の基本的な計算方法［付加価値法］

経済活動別に次の式により算出する。

県内総生産（付加価値）＝産出額－中間投入

○ **産出額**

一定期間内の県内の生産活動によって生産された財貨・サービスの総額。いわゆる総売上高や出荷額等に近い概念だが，経済活動によって「ＦＩＳＩＭ産出額」，「持ち家の帰属家賃」などＳＮＡ特有の概念が含まれる。

なお，政府サービス生産者，対家計民間非営利サービス生産者の産出額については，そのコストによって評価される。

○ **中間投入**

生産活動に要した原材料費，燃料費，サービス経費等の中間経費であり，「ＦＩＳＩＭ消費」などＳＮＡ特有の概念が含まれる。

なお，人件費や減価償却費は，それぞれ雇用者報酬，固定資本減耗として付加価値を構成する要素であり，中間投入には含まれない。

経済活動（産業，政府サービス生産者，対家計民間非営利サービス生産者）は，県民経済計算の経済活動別分類（ＳＮＡ分類）に基づき，平成 13 年度から平成 16 年度まではＳＮＡ分類（平成 12 年基準）により，平成 17 年度以降はＳＮＡ分類（平成 17 年基準）により，それぞれ分類される。

ＳＮＡ分類と日本標準産業分類の対応関係は，「経済活動別分類（ＳＮＡ分類）と日本標準産業分類の対応表」（157 頁参照）に掲載している。

各経済活動の具体的な分類等は次のとおり。

経済活動別分類

《平成16年度以前》

大分類		中分類	小分類	内容
1．産業				
	(1)　農林水産業	1. 農業	1. 農業	米麦生産業，その他の耕種農業， 畜産業，獣医業，農業サービス業
		2. 林業	2. 林業	林業
		3. 水産業	3. 水産業	漁業・水産養殖業
	(2)　鉱業	4. 鉱業	4. 鉱業	採石・砂利採取業，砕石業， その他の鉱業
	(3)　製造業	5. 食料品	5. 食料品	畜産食料品製造業， 水産食料品製造業， 精穀・製粉製造業， その他の食料品製造業， 飲料製造業，たばこ製造業
		6. 繊維	6. 繊維	製糸業，紡績業， 織物・その他の繊維製品製造業
		7. パルプ・紙	7. パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
		8. 化学	8. 化学	基礎化学製品製造業 化学繊維製造業 その他の化学製造業
		9. 石油・石炭製品	9. 石油・石炭製品	石油製品製造業，石炭製品製造業
		10. 窯業・土石製品	10. 窯業・土石製品	窯業・土石製品製造業
		11. 鉄鋼	11. 鉄鋼	製鉄業，その他の鉄鋼業
		12. 非鉄金属	12. 非鉄金属	非鉄金属製造業
		13. 金属製品	13. 金属製品	金属製品製造業
		14. 一般機械	14. 一般機械	一般機械器具製造業
		15. 電気機械	15. 電気機械	産業用電気機械器具製造業， 民生用電気機械器具製造業， その他の電気機械器具製造業
		16. 輸送用機械	16. 輸送用機械	自動車製造業，船舶製造業， その他の輸送用機械製造業
		17. 精密機械	17. 精密機械	精密機械器具製造業
		18. その他の製造業	18. その他の製造業	衣服・身回品製造業， 製材・木製品製造業，家具製造業， 出版・印刷・製版・製本業， 皮革・皮革製品・毛皮製造業， ゴム製品製造業，その他の製造業
	(4)　建設業	19. 建設業	19. 建設業	建築業，土木業
	(5)　電気・ガス・水道業	20. 電気・ガス・水道業	20. 電気業	電気業
			21. ガス・水道・熱供給業	ガス・熱供給業，上水道業， 工業用水道業，廃棄物処理業
	(6)　卸売・小売業	21. 卸売・小売業	22. 卸売業	卸売業
			23. 小売業	小売業
	(7)　金融・保険業	22. 金融・保険業	24. 金融・保険業	金融・保険業
	(8)　不動産業	23. 不動産業	25. 住宅賃貸業	住宅賃貸業
			26. その他の不動産業	不動産仲介業，不動産賃貸業
	(9)　運輸・通信業	24. 運輸・通信業	27. 運輸業	鉄道業，道路運送業，水運業， 航空運輸業，その他の運輸業
			28. 通信業	電信・電話業，郵便業
	(10)　サービス業	25. サービス業	29. 公共サービス業	教育，研究，医療・保健衛生， その他の公共サービス業
			30. 対事業所サービス業	広告業，業務用物品賃貸業， 自動車・機械修理， その他の対事業所サービス業
			31. 対個人サービス業	娯楽業，放送業，飲食店，旅館， 洗濯・理容・美容・浴場業， その他の対個人サービス業
2．政府サービス生産者				
	(1)　電気・ガス・水道業	1. 電気・ガス・水道業	1. 電気・ガス・水道業	下水道，廃棄物
	(2)　サービス業	2. サービス業	2. サービス業	教育，学術研究
	(3)　公務	3. 公務	3. 公務	公務
3．対家計民間非営利サービス生産者				
	(1)　サービス業	1. サービス業	1. サービス業	教育，その他のサービス業

経済活動別分類

《平成17年度以降》

大分類	中分類	小分類	内容
1．産業			
(1)　農林水産業	1. 農業	1. 農業	米麦生産業，その他の耕種農業， 畜産業，獣医業，農業サービス業
	2. 林業	2. 林業	林業
	3. 水産業	3. 水産業	漁業・水産養殖業
(2)　鉱業	4. 鉱業	4. 鉱業	採石・砂利採取業，砕石業， その他の鉱業
(3)　製造業	5. 食料品	5. 食料品	畜産食料品製造業， 水産食料品製造業， 精穀・製粉製造業， その他の食料品製造業， 飲料製造業，たばこ製造業
	6. 繊維	6. 繊維	製糸業，紡績業， 織物・その他の繊維製品製造業
	7. パルプ・紙	7. パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
	8. 化学	8. 化学	基礎化学製品製造業 化学繊維製造業 その他の化学製造業
	9. 石油・石炭製品	9. 石油・石炭製品	石油製品製造業，石炭製品製造業
	10. 窯業・土石製品	10. 窯業・土石製品	窯業・土石製品製造業
	11. 鉄鋼	11. 鉄鋼	製鉄業，その他の鉄鋼業
	12. 非鉄金属	12. 非鉄金属	非鉄金属製造業
	13. 金属製品	13. 金属製品	金属製品製造業
	14. 一般機械	14. 一般機械	一般機械器具製造業
	15. 電気機械	15. 電気機械	産業用電気機械器具製造業， 民生用電気機械器具製造業， その他の電気機械器具製造業
	16. 輸送用機械	16. 輸送用機械	自動車製造業，船舶製造業， その他の輸送用機械製造業
	17. 精密機械	17. 精密機械	精密機械器具製造業
	18. その他の製造業	18. その他の製造業	衣服・身回品製造業， 製材・木製品製造業，家具製造業， 出版・印刷・製版・製本業， 皮革・皮革製品・毛皮製造業， ゴム製品製造業，その他の製造業
(4)　建設業	19. 建設業	19. 建設業	建築業，土木業
(5)　電気・ガス・水道業	20. 電気・ガス・水道業	20. 電気業	電気業
		21. ガス・水道・熱供給業	ガス・熱供給業，上水道業， 工業用水道業，廃棄物処理業
(6)　卸売・小売業	21. 卸売・小売業	22. 卸売業	卸売業
		23. 小売業	小売業
(7)　金融・保険業	22. 金融・保険業	24. 金融・保険業	金融・保険業
(8)　不動産業	23. 不動産業	25. 住宅賃貸業	住宅賃貸業
		26. その他の不動産業	不動産仲介業，不動産賃貸業
(9)　運輸業	24. 運輸業	27. 運輸業	鉄道業，道路運送業，水運業， 航空運輸業，その他の運輸業
(11)　情報通信業	25. 情報通信業	28. 通信業	電信・電話業，郵便業
		29. 放送業	放送業
		30. 情報サービス・ 映像文字情報制作業	情報サービス業， 映像・文字情報制作業
(10)　サービス業	25. サービス業	29. 公共サービス業	教育，研究，医療・保健衛生， その他の公共サービス業
		30. 対事業所サービス業	広告業，業務用物品賃貸業， 自動車・機械修理， その他の対事業所サービス業
		31. 対個人サービス業	娯楽業，放送業，飲食店，旅館， 洗濯・理容・美容・浴場業， その他の対個人サービス業
2．政府サービス生産者			
(1)　電気・ガス・水道業	1. 電気・ガス・水道業	1. 電気・ガス・水道業	下水道，廃棄物
(2)　サービス業	2. サービス業	2. サービス業	教育，学術研究
(3)　公務	3. 公務	3. 公務	公務
3．対家計民間非営利サービス生産者			
(1)　サービス業	1. サービス業	1. サービス業	教育，その他のサービス業

１．産業

農林水産業のうち，林業について

林業は，民有林（公有林＋私有林）を対象とし，国有林は政府サービス生産者に該当するため，産業の対象としない。

卸売・小売業について

卸売・小売業においては，商業販売額そのものではなく，商品の流通段階で行われた財の取引で発生したマージン額や，商業活動から派生した附帯サービス額などが産出額となる。

金融・保険業のうち，金融業について

金融業の産出額は，93ＳＮＡのもとではＦＩＳＩＭ（間接的に計測される金融仲介サービス，Financial Intermediation Services Indirectly Measured）を産出に含むものとして記録することとしている。

金融仲介機関のサービスのなかには，借り手と貸し手に対して異なる利子率を適用することにより，明示的には料金を課さずに提供されるものがある（金融仲介機関への資金を貸し手（預金者）には相対的に低い利子率を支払い，資金を借り手にはより高い利子率を課する。）。

こうした金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を，間接的な測定方法を用いて推計したものが「ＦＩＳＩＭ」である。

金融仲介機関で産出されたＦＩＳＩＭは各制度部門で消費され，また，各経済活動で中間投入として消費される。

不動産業のうち，住宅賃貸業について

住宅賃貸業は，住宅の使用によって生じるサービスで，持家，借家など所有形態の如何を問わず，家計の使用するすべての住宅や併用住宅の居住部分の賃貸に関する活動であり，その産出額には，持家の帰属家賃（※）も含まれる。

※　帰属家賃とは，実際に家賃の受払を伴わない住宅等について，通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものとみなして，それを市場価格で評価した帰属計算上の家賃をいう。

「持家の帰属家賃」は，実際には家賃の受払を伴わない自己所有住宅（持家住宅）について計算した帰属家賃のことであり，県民経済計算では，住宅自己所有者は，住宅賃貸業を営んでいるものとされることから，帰属家賃は家計（個人企業）の生産額に含まれ，その営業余剰は，個人企業所得に含まれる。

２．政府サービス生産者

政府サービス生産者の産出額は，生産のコスト面からとらえることとしており，具体的には，雇用者報酬，中間投入，固定資本減耗，生産・輸入品に課される税の合計となる。

３．対家計民間非営利サービス生産者

対家計民間非営利サービス生産者の産出額は，政府サービス生産者と同様に，生産のコスト面からとらえることとしており，雇用者報酬，中間投入，固定資本減耗，生産・輸入品に課される税の合計となる。

４．輸入品に課される税・関税

輸入品に課される税・関税は，関税，輸入品商品税からなり，輸入する事業所の県に計上する。国民経済計算に準じて経済活動別には配分せず，一括計上する。

５．総資本形成に係る消費税

総資本形成にかかる消費税は，総額を一括計上して控除する。

※　総資本形成（固定資本形成と在庫品増加）は，本来，消費税額を含まずに計上することが望ましいが，そのような推計は困難であるため，総資本形成を税込み表示したうえで，総資本形成にかかる消費税の総額を一括して控除することとしている。

１－２　経済活動別県内総生産（実質：連鎖方式）

経済活動別県内総生産は，名目値のほかに実質値も示す。ここでの実質化の方法は，連鎖方式（前年を基準とし，参照年から毎年積み重ねて接続していく方法）を採る。

なお，経済活動別県内総生産の実質化は，経済活動別産出額と経済活動別中間投入のそれぞれを実質化し，その差額から求めるダブル・デフレーション方式により行う。

１－３　経済活動別県内総生産（デフレーター：連鎖方式）

実質値を算出するために用いられる価格指数をデフレーターという。

経済活動別県内総生産のデフレーターは，名目値と実質値の比率から事後的に算出されるインプリシットデフレーターとして求められる。

インプリシットデフレーターの算出方法

デフレーター＝名目値÷実質値×１００

２　県民所得及び県民可処分所得の分配

県民所得および県民可処分所得の分配は，県内居住者が一定期間にたずさわった生産活動によって得た純付加価値額および財産所得を制度部門別に分配した上で，その他の経常移転（純）を加えて可処分所得を記録するものであり，制度部門別所得支出勘定の各制度部門の該当項目から組替え表示することによって得られる。

１．県民雇用者報酬

雇用者報酬とは，生産活動から発生した付加価値のうち，労働を提供した雇用者への分配額をさす。県内雇用者報酬（140 頁参照）が県内で就業する雇用者への分配額であるに対し，県民雇用者報酬は，県内に居住する雇用者への分配額である。

なお，雇用者とは，産業，政府サービス生産，対家計民間非営利サービス生産を問わず，あらゆる生産活動に従事する就業者のうち，個人業主と無給の家族従事者を除く全ての者であり，法人企業の役員，特別職の公務員，議員なども含まれる。

(1) 賃金・俸給

現金給与，現物給与，役員給与手当，議員歳費等，給与住宅差額家賃からなる。

① 現金給与

雇用者が労働提供の報酬として受け取る賃金・俸給のうち貨幣で支払われるものであり，賃金・給与，手当，賞与，歳費，報酬などが含まれる。

ただし，役員賞与は配当（財産所得）として扱う。

② 現物によるもの

自社製品などの通貨以外による給与の支払，食事，通勤定期券などの支給や消費物資の廉価販売などに要した費用である。

なお，雇用者の利益となると同時に生産者の利益となるようなもの，例えばスポーツ施設，レクリエーション施設などの提供は，生産者の中間投入であり，雇用者報酬には含まれない。

③ 役員給与手当

常勤・非常勤を問わず法人企業の役員に対して支払われる給与手当である。

④ 議員歳費等

県市町村議員の報酬，地方公共団体の委員手当のほか，国会議員のうち，県内に主たる生活の根拠を有し，県の居住者とみなされる議員の歳費を含む。

⑤ 給与住宅差額家賃

社宅，公務員住宅などで市中家賃より低廉な家賃により従業者に提供されている場合の従業者の支払家賃とその時価（市中平均家賃）との差額を，入居者が受け取った現物給与の一種とみなして計上する。

(2) 雇主の社会負担

雇主が雇用者福祉のために，直接負担する社会保障関係費用について，雇用者に支払われたものとみなして，雇用者報酬の構成項目として計上するものである。

ａ．雇主の現実社会負担

社会保障基金および年金基金への雇主の負担額。

ｂ．雇主の帰属社会負担

社会保障基金や年金基金によらず，雇主自らが雇用者の福祉のために負担する分であり，退職一時金，社会保障基金によらない業務災害補償などへの雇主負担からならなる。

２．財産所得（非企業部門）

財産所得は，非企業部門について，(1)一般政府，(2)家計，(3)対家計民間非営利団体の各制度部門別の該当項目を振り替えることで，財産所得の純受取（受払の差額），受取額，支払額を表示する。また，家計部門については，利子，配当，保険契約者に帰属する財産所得，賃貸料ごとに表示する。

※　財産所得の詳細については，144～145 頁を参照。

３．企業所得（法人企業の分配所得受払後）

企業所得は，営業余剰・混合所得（140 頁参照）に財産所得（企業部門）の純受取を加えたものであり，(1)民間法人企業，(2)公的企業，(3)個人企業ごとに表示する。

(1) 民間法人企業

県内民間企業の，「法人企業の分配所得」受払後の所得であり，非金融法人企業部門と金融機関部門に分けて表示する。

(2) 公的企業

県内公的企業（※）の純損益等によって把握される所得であり，非金融法人企業部門と金融機関部門に分けて表示する。

※　公的企業：政府により支配（所有による支配，またはその他の根拠による支配）されている企業及び企業特別会計に属する国出先機関，独立行政法人等。

(3) 個人企業

個人が企業の主体となり，家族の労働等を使って企業を運営して得た所得であり，「農林水産業」，「その他の産業（非農林水産・非金融）」，「持ち家」からなる。

このうち，「持ち家」は，持家の帰属家賃（150 頁参照）による所得である。

「県民雇用者報酬」，「財産所得（非企業部門）」，「企業所得（法人企業の分配所得受払後）」の合計額が「県民所得（要素費用表示）」である。これに「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」（141 頁参照）を加算したものが「県民所得（市場価格表示）」であり，さらに「その他の経常移転（純）」（財産所得以外の経常移転（145 頁参照）の制度部門別の純受取（受払の差額）を計上したもの）を加えたものが県民可処分所得である。

３　県内総生産（支出側）

３－１　県内総生産（支出側，名目）

県内総生産は，最終生産物に対する支出の面でも把握することができる。これが県内総生産（支出側）である。

また，県内総生産（支出側）に県外からの純所得を加えたものが県民総所得となる。

１．民間最終消費支出

民間最終消費支出は，家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計である。

(1) 家計最終消費支出

家計最終消費支出は，居住者である家計（個人企業を除く）の消費財およびサービスに対する支出である。

住居にその所有者が住む場合は，住居が産出する居住サービス（持ち家の帰属家賃, 134 頁参照）はその所有者の産出であると同時に最終消費支出として記録される。

家計最終消費支出の内訳項目は，国民経済計算に準拠して 12 目的別消費として表示する。

なお，居住用の固定資産に対する支出は，固定資本形成であり，最終消費支出には含まれない。

(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体最終消費支出は，対家計民間非営利団体の産出額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から家計に対する非消費販売額を控除したものである。

これは，家計への販売の収入は，生産コスト（＝産出額）をカバーしえず，その差額が自己消費とみなされることによる。

２．政府最終消費支出

政府最終消費支出は，政府サービス生産者の産出額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から，他部門に販売した額（商品・非商品販売）を差し引き，現物社会給付（社会保険による医療費・介護費の給付等）を加えたものである。

３．総資本形成

法人企業，一般政府，対家計民間非営利団体，家計（個人企業）の支出（購入および自己生産物の使用）のうち中間消費とならないものであり，総固定資本形成と在庫品増加からなる。

(1) 総固定資本形成

総資本形成は，有形または無形の資産であり，次のものが該当する。

① 有形固定資産

住宅，住宅以外の建物および構築物，輸送機器，機械設備，育成資産（種畜，乳牛，果樹等）等。

② 無形固定資産

鉱物探査，コンピュータ・ソフトウェア，プラントエンジニアリング等。

③ 有形非生産資産の改良

土地の造成等

総資本形成は，民間分と公的分に分けて，住宅投資（民間住宅，公的住宅），非住宅投資（民間企業設備，公的企業設備，一般政府）をそれぞれ表示する。

このうち，国，県，市町村による社会資本整備は，「一般政府」に含まれる。

(2) 在庫品増加

在庫品増加は，企業および一般政府が所有する製品，仕掛品，原材料等の棚卸資産のある一定期間における数量増を，その期間の市場価格で評価したものであり，民間分と公的分に分けて表示する。

４．財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合

財貨・サービスの移出入（純）と統計上の不突合の合計を計上する。

(1) 財貨・サービスの移出入（純）

財貨・サービスの海外および県外との取引と直接購入から構成される。このうち直接購入とは，県内居住者による県外市場での財貨・サービスの直接購入と，県外非居住者による県内市場での財貨・サービスの直接購入のことである。

(2) 統計上の不突合

県内総生産（生産側）と県内総生産（支出側）は，理論上，一致すべきであるが，実際の推計のうえでは推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なることから，若干の不一致があるため，この計数上の差額を，「統計上の不突合」として，県内総生産（支出側）に計上することで，両面のバランスを図る。

３－２　県内総生産（支出側，実質：固定基準年方式）

県内総生産（支出側）は，名目値のほかに実質値も示す。ここでの実質化の方法は，固定基準年方式（ある年を基準とし，その年の価格で評価する方法）を採る。

３－３　県内総生産（支出側，デフレーター：固定基準年方式）

実質値を算出するために用いられる価格指数をデフレーターという。

デフレーターは，名目値と実質値の比率から事後的に算出されるインプリシットデフレーターとして求められる。

インプリシットデフレーターの算出方法

デフレーター＝名目値÷実質値×１００

Ⅲ　付表

１　経済活動別県内総生産および要素所得（名目）

経済活動別に県内総生産の１次分配を表したものである。産出額から中間投入を控除して県内総生産が，県内総生産から固定資本減耗を控除して県内純生産が，さらに，生産・輸入品に課される税（控除）補助金を控除して県内要素所得が得られる。

県内要素所得は，雇用者報酬と営業余剰・混合所得に分配される。

２　経済活動別の就業者数および雇用者数

経済活動別県内総生産および要素所得との関連において，経済活動別の労働投入量を，就業者数および雇用者数で表したものである。

就業者は，雇用者，個人業主と無給の家族従業者からなる。

なお，２か所の事業所に雇用される者について，２人と数えるため，国勢調査等の調査結果から得られる計数とは異なっている。

３　一般政府の部門別所得支出取引

一般政府を４部門（国出先機関，県，市町村，社会保障基金）に分割し，それぞれの部門の所得支出取引をみることにより，政府部門が県経済に果たしている役割を詳細に把握するための表である。

４　社会保障負担の明細表

社会保障負担は，社会保障基金に対する負担金であり，雇主および雇用者によるものを含む。この表においては，社会保障基金に属する制度ごとに雇主および雇用者の負担を表章する。

５　一般政府から家計への移転の明細表

社会保障基金から家計に支払われる社会保障給付（公的年金，医療，介護，雇用保険給付等），特定の基金，準備金を設けず雇用者に直接支払われる無基金雇用者社会給付（退職一時金，公務災害補償費等）および社会扶助給付（生活保護費，恩給等）を制度ごとに詳細に，また，現物社会給付（医療，介護の公的保険負担分等）とそれ以外の社会給付を区別して表章する。

経済活動別分類（ＳＮＡ分類）と日本標準産業分類の対応表

ＳＮＡ分類（平成17年基準）	日本標準産業分類（平成19年11月改定）
１．産業 (1)　農林水産業 ａ．農業	01 農業 （0113のうち「きのこ類の栽培」→林業） （0113のうち「もやし栽培農業」→食料品） （014 園芸サービス業→サービス業） 741 獣医業
ｂ．林業	02 林業 0113 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む） （うち「きのこ類の栽培」）
ｃ．水産業	03 漁業（水産養殖業を除く） 04 水産養殖業
(2)　鉱業	05 鉱業、採石業、砂利採取業 2181 砕石製造業
(3)　製造業 ａ．食料品	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 0113 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む） （うち「もやし栽培農業」） 1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 （うち「硬化油（食用）」） 952 と畜場
ｂ．繊維	11 繊維工業 （1112化学繊維製造業→化学） （1113炭素繊維製造業→窯業・土石製品製造業） （116外衣・シャツ製造業（和式を除く）、117下着類製造業、118和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、119その他の繊維製品製造業→その他の製造業）
ｃ．パルプ・紙	14 パルプ・紙・紙加工品製造業 1226 繊維板製造業
ｄ．化学	16 化学工業 （1641脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油（食用）」→食料品） 1112 化学繊維製造業
ｅ．石油・石炭製品	17 石油製品・石炭製品製造業
ｆ．窯業・土石製品	21 窯業・土石製品製造業 （2181 砕石製造業→鉱業） 1113 炭素繊維製造業
ｇ．鉄鋼	22 鉄鋼業
ｈ．非鉄金属	23 非鉄金属製造業
ｉ．金属製品	24 金属製品製造業
ｊ．一般機械	25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 （273計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、274医療用機械器具・医療用品製造業、275光学機械器具・レンズ製造業→精密機械製造業） （2761武器製造業→その他の製造業）

ＳＮＡ分類（平成17年基準）	日本標準産業分類（平成19年11月改定）
ｋ．電気機械	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業
ｌ．輸送用機械	31 輸送用機械器具製造業
ｍ．精密機械	273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業 274 医療用機械器具・医療用品製造業 275 光学機械器具・レンズ製造業 323 時計・同部分品製造業 3297 眼鏡製造業
ｎ．その他の製造業	11 繊維工業 （うち116外衣・シャツ製造業（和式を除く）、117下着類製造業、118和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、119その他の繊維製品製造業） 12 木材・木製品製造業（家具を除く） （1226繊維板製造業→パルプ・紙・紙加工品製造業） 13 家具・装備品製造業 15 印刷・同関連業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 276 武器製造業 32 その他の製造業 (323時計・同部分品製造業、3297眼鏡製造業→精密機械器具製造業)
(4)　建設業	06 総合工事業 07 職別工事業 08 設備工事業
(5)　電気・ガス・水道業 ａ．電気業	33 電気業
ｂ．ガス・水道・熱供給業	34 ガス業 35 熱供給業 361 上水道業 （うち船舶給水業を除く） 362 工業用水道業 88 廃棄物処理業 （うち民営事業所による活動）
(6)　卸売・小売業 ａ．卸売業	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 959 他に分類されないサービス業（うち「卸売市場」）
ｂ．小売業	56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 （772配達飲食サービス業のうち「給食」→政府サービス生産者　「サービス業」、対家計民間非営利サービス生産者　「教育」）
(7)　金融・保険業 ａ．金融業	62 銀行業 63 共同組織金融業 64 貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業，商品先物取引業 66 補助的金融業等

ＳＮＡ分類（平成17年基準）	日本標準産業分類（平成19年11月改定）
ｂ．保険業	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
(8)　不動産業 ａ．住宅賃貸業 ｂ．その他の不動産業	 692 貸家業、貸間業、帰属計算する住宅賃貸料 68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業（6912 土地賃貸業を除く） （693 駐車場業→運輸業）
(9)　運輸業	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 （4855桟橋泊きょ業→政府サービス生産者（公務）） 693 駐車場業 791 旅行業
(10) 情報通信業 ａ．通信業 ｂ．放送業 ｃ．情報サービス、映像･文字情報制作業	 37 通信業 49 郵便業（信書便事業を含む） 86 郵便局 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス 410 管理、補助的経済活動を行う事業所(41映像・音声･文字情報制作作業) 411 映像情報制作・配給業 413 新聞業 414 出版業 4161 ニュース供給業 4169 その他の映像・音声・文字情報に附帯するサービス業のうち映像情報制作に係る活動 7291 興信所
(11) サービス業 ａ．公共サービス業 ①　教育 ②　研究 ③　医療，保健衛生，社会福祉 ④　介護 ⑤　その他公共サービス ｂ．対事業所サービス業 ⑥　広告業	 8221 職員教育施設・支援業 8222 職業訓練施設 8299 他に分類されない教育、学習支援業 71 学術・開発研究機関 （政府、非営利に含まれるものを除く） 83 医療業（うち介護保険におけるサービスを除く） 842 健康相談施設 8492 検査業 （国及び地方公共団体による活動を除く） 8493 消毒業 （国及び地方公共団体による活動を除く） 8499 他に分類されない保健衛生 （国及び地方公共団体による活動を除く） 83 医療業（うち介護保険におけるサービスを除く） 842 健康相談施設 （うち介護保険によって提供されるサービス） 8599 他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業 （うち介護保険によって提供されるサービス） 87 協同組合（他に分類されないもの） 931 経済団体 73 広告業

ＳＮＡ分類（平成17年基準）	日本標準産業分類（平成19年11月改定）
⑦　業務用物品賃貸業	70 物品賃貸業
⑧　自動車・機械修理業	891 自動車整備業 901 機械修理業（電気機械器具を除く） 902 電気機械器具修理業
⑨　その他の対事業所サービス	412 音声情報制作業 415 広告制作業 4169 その他の映像・音声・文字情報に附帯するサービス業のうち音声・文字情報制作に係る活動 72 専門サービス業（他に分類されないもの） （727 著述・芸術家業→娯楽業） （7291 興信所→情報サービス、映像・文字情報制作業） 74 技術サービス業（他に分類されないもの） （741獣医業→農業） （746写真業→その他対個人サービス業） 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業
ｃ．対個人サービス業 ⑩　娯楽業	727 著述・芸術家業 80 娯楽業 （8048フィットネスクラブ→その他の対個人サービス業） （7291 興信所→情報サービス、映像・文字情報制作業）
⑪　飲食店	76 飲食店
⑫　旅館・その他の宿泊所	75 宿泊業 （うち会社の寄宿舎、学生寮等を除いた宿泊所の活動）
⑬　洗濯・理容・美容・浴場業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
⑭　その他の対個人サービス業	014 園芸サービス業 746 写真業 823 学習塾 824 教養・技能教授業 8048 フィットネスクラブ 79 その他の生活関連サービス業 （791旅行業→運輸業） 903 表具業 909 その他の修理業
⑮　分類不明産業	ＳＮＡ国内総生産推計に用いる生産主体のうち産業部門に属し、かつ、前記の産業部門に属さないもの。
２．政府サービス生産者 (1)　電気・ガス・水道業	363 下水道業 88 廃棄物処理業（うち国・地方公共団体による活動）
(2)　サービス業	772 配達飲食サービス業 （うち給食センター及び都道府県学校給食会の委託を受けた食品加工業者による給食の生産活動と学校教育法に基づく国公立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動） 81 学校教育 （うち国及び地方公共団体が設置する学校施設） 821 社会教育 （うち国及び地方公共団体が設置する社会教育施設、職員・職業訓練施設の活動（訓練施設については一部の特殊法人等が設置する活動も含む）） 822 職業・教育支援施設 （うち国及び地方公共団体が設置する社会教育施設、職員・職業訓練施設の活動（訓練施設については一部の特殊法人等が設置する活動も含む）） 71 学術・開発研究機関 （うち国、地方公共団体及び一部の特殊法人等が行う活動）

ＳＮＡ分類（平成17年基準）	日本標準産業分類（平成19年11月改定）
(3)　公務	361 上水道業（うち船舶給水業） 4854 貨物荷扱固定施設業 （うち荷役桟橋設備等の港湾関係分） 4855 桟橋泊きょ業 4856 飛行場業 （うち国及び地方公共団体の行う空港（第一種、第二種及び第三種）の管理） 4899 他に分類されない運輸に附帯するサービス業 （うち航路標識事務所（灯台）、海上交通センター等による水路情報提供活動、航空管制活動） 84 保健衛生（うち国及び地方公共団体による活動） 85 社会保険・社会福祉・介護事業 （うち国、地方公共団体及び社会保険事業団体（国公立）・労働者健康福祉機構・（旧）日本郵政公社簡易保険事業本部による活動） 97 国家公務（準公務に格付けされる各部門を除く） 98 地方公務（準公務に格付けされる各部門を除く）
３．対家計民間非営利サービス生産者 (1)　サービス業 ①　教育	772 配達飲食サービス業 （うち給食（政府サービス生産者分を除く）） 81 学校教育 （うち国・地方公共団体以外の者が設置する学校の活動、民法第34条の法人・その他の法人・団体及び個人が設置する社会教育施設の活動） 821 社会教育 （うち国・地方公共団体以外の者が設置する学校の活動、民法第34条の法人・その他の法人・団体及び個人が設置する社会教育施設の活動） 71 学術・開発研究機関 （うち政府サービス生産者、介護保険によるサービス以外の活動）
②　その他	85 社会保険・社会福祉・介護事業 （うち政府サービス生産者、介護保険によるサービス以外の活動） 93 政治・経済・文化団体 (931経済団体→その他の公共サービス) 94 宗教 951 集会場

統 計 資 料 利 用 の ご 案 内

行政情報センターでは，県をはじめ国，他の都道府県，市町村等で作成，刊行している各種統計資料を中心に，各種白書，年鑑などを多数取り揃えております。

どなたでもお気軽にご利用下さい。統計相談窓口も開設しております。

◆ 開室時間　　平日　午前８時３０分から午後５時まで

◆ 場　　所　　水戸市笠原町９７８－６

茨城県庁行政棟３階　県民情報センター内

電話　直通 029(301)2152

代表 029(301)1111　内線 2151,2152

＝＝＝＝正しい統計で，住みよい茨城を＝＝＝＝

平成２４年度
茨城県県民経済計算

発　行　日　　平成２７年３月

編集・発行　　茨城県企画部統計課

印刷・製本　　茨城県企画部統計課

※　インターネットでも情報を提供しておりますので，お気軽にご利用下さい。
＜いばらき統計情報ネットワーク＞
ＵＲＬ　http://www.pref.ibaraki.jp/tokei/